

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

改正法の効果的かつ着実な運用を図るために、次の事業を展開。

- (1) 基本指針検討・推進事業(新規)
動物愛護管理施策を総合的に推進するため、新たに環境大臣が定めることとなった基本指針の調査(動物愛護管理センサス)、策定、フォローアップ等の実施
- (2) 個体識別措置推進事業(新規)
技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備、普及啓発事業の実施等による所有者明示措置の推進等
- (3) 飼養動物との共生基盤強化事業(拡充)等
総合的な普及啓発
動物愛護管理功労者表彰式・シンポジウムの実施、各種普及啓発媒体の作成・配布、地方環境事務所における動物愛護週間行事等の実施
各種基準、ガイドライン等の策定等
動物取扱業、実験動物、処分方法、動物愛護推進員、動物愛護管理センター等に係る各種基準・ガイドライン等の策定及び見直し
- (4) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費(継続)

2. 事業計画

- (1) 基本指針の検討事業
平成18年度に基本指針を策定。以降は、フォローアップ等を実施。
- (2) 個体識別措置推進事業
3年間で個体識別の技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備・運用、個体識別機材の貸出し等の普及啓発を実施
- (3) 飼養動物との共生基盤強化事業等
総合的な普及啓発
平成13年度から継続して実施中。平成18年度からは、その内容を拡充して実施。
各種基準、ガイドライン等の策定等
3年間で、順次、動物取扱業、実験動物、処分方法、動物愛護推進員、動物愛護管理センター等に係る各種基準・ガイドラインの作成及び見直し等を実施。
- (4) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費
平成13年度から継続して実施中。

3. 施策の効果

- (1) アウトプット
基本指針の策定、各種普及啓発事業の実施、動物愛護管理データの整備、個体識別データベース・ネットワークの整備、個体識別・動物取扱業・実験動物、動物愛護推進員等に係るガイドライン等の整備等
- (2) アウトカム
総合的・計画的な動物愛護管理施策の推進、国民の動物愛護管理意識(動物愛護管理法の周知率)の向上、個体識別措置の普及率の向上、犬ねこの引取り数及び殺処分数の減少、実験動物の福祉の向上

改正動物愛護管理法

基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定
動物取扱業の適正化
個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の
全国一律化
動物を科学上の利用に供する場合の配慮
等

予算要求

基本指針検討・推進事業(新規)
個体識別措置推進事業(新規)
飼養動物との共生基盤強化事業(拡充)
調査連絡事務費(継続)
動物の適正飼養推進事業費(継続)

基本指針の検討・推進

個体識別措置推進

基盤整備(普及啓発、基準作成等)